

お客様各位

2019年8月08日

マリンスター株式会社

インド税関通達に関して(Sea Cargo Manifest and Transhipment Regulation:SCMT)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、私どもマリンスターに格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。  
掲題に関しまして、インド税関はインド発着及びインド経由貨物を対象とした  
マニフェスト規則に関する通達を行いましたのでご案内させていただきます。  
対象のお客様に於かれましては、下記情報のご提供をお願い申し上げます。  
今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、  
今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

(記)

- 適用開始日 : 2019年8月01日 現地到着分より  
猶予期間 : ① 8月01日～9月15日 (新規則導入に向けた移行期間)  
② 9月16日～10月31日 (新規則に沿った試行期間)  
11月01日より厳格に実施  
対象貨物 : インド向け、インド経由貨物  
B/L 記載事項 : 1) IEC (Import & Export Code)輸入者様の輸出入業務コード/従来通り  
2) GSTIN (Goods and Services TAX Identification Number)/従来通り  
3) E-mail address (輸入者様が船社・税関とのやり取りに使用しているもの)従来通り  
4) PAN (Permanent Account Number) Consignee/Notify Party の納税者番号 10桁  
5) HS CODE (全品目の6桁のHS CODE)

INVOICE VALUE の記載が必要との情報もございますが、実際の運用に  
つきましては確認が取れ次第、ご連絡させていただきます。  
上記記載に不備が認められた場合は、現地での貨物引き取りに支障をきたす  
可能性がございますので、予めご了承ください。

FCL 貨物に関しましては、利用船社の規則に準じます。

以上